

産業厚生常任委員会資料

平成31年3月5日
産業振興部 農政課

目 次

○農業共済組合の1県1組合化への取組について P1～P10

農業共済組合の1県1組合化への取組について

農業保険事業（水稻共済・大豆共済・家畜共済・建物共済などと収入保険事業）を実施する市町・事務組合（26市町等）と兵庫県農業共済組合連合会は、県下全域を事業区域とする兵庫県農業共済組合の設立に向け検討を進めています。

1 背景

- ① 高齢化や後継者不足により、農業者が年々減少する中、安定した事業運営基盤の構築が求められること。
- ② 農業共済制度の見直しや収入保険制度の導入などにより農業者の選択の幅が広がる中、専門的知識に基づく的確な情報提供と説明が求められること。

以上のことから、これからも兵庫のNOSAI団体がそれぞれの農業者に適切なサービスを提供し続けるために、組織体制のあり方について検討を始めました。

2 全国の状況（平成30年9月末現在）

1組合化している都府県	33
1組合化を組織決定し、協議会等で検討を進めている県	11（兵庫県他）
1組合化を前提に検討を進めている県	3
合計	47

3 兵庫県の経過報告

平成29年3月から10月

26市町等、連合会、兵庫県の3者の事務者レベルで8回の勉強会を重ね、今後の組織体制としては1県1組合化が最善の方法であるとの結論を得ました。

平成30年1月24日

26市町等、連合会、兵庫県農政環境部から構成される「兵庫県農業共済組合設立推進協議会」を設立しました。

（以後、概ね月1回のペースで地域ごとの検討会を開催し、事務者レベルによる具体的な検討を丁寧に進めています。）

平成30年5月30日

第2回兵庫県農業共済組合設立推進協議会を開催し、兵庫県農業共済組合の設立目標年次を2020年4月1日とすることに決定しました。

平成30年11月2日

第3回兵庫県農業共済組合設立推進協議会幹事会を開催し、別紙の「兵庫県農業共済組合設立に関する覚書（案）」が承認されました。

平成30年12月末

「兵庫県農業共済組合設立に関する覚書（案）」の各首長（構成市町の市町長含む）への説明を行い、了解を得ました。

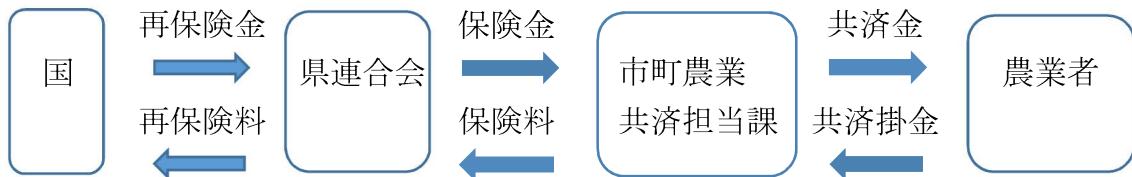
4 今後の予定

- ① 平成31年3月中旬までに、各議会（構成市町議会含む）への説明を行う。
全議会への説明後、覚書押印手続（持回り）を開始する。（3月下旬から4月中）
- ② 2019年9月 各市町等で農業共済事業廃止に向けた規約改正を行う。
- ③ 2019年12月 農業共済廃止条例等の議決を行う。（各組合議会等）
- ④ 2020年4月 兵庫県農業共済組合を設立し、事業を開始する。

1県1組合化したときのイメージ

兵庫県における農業共済事業の運営体制の現状

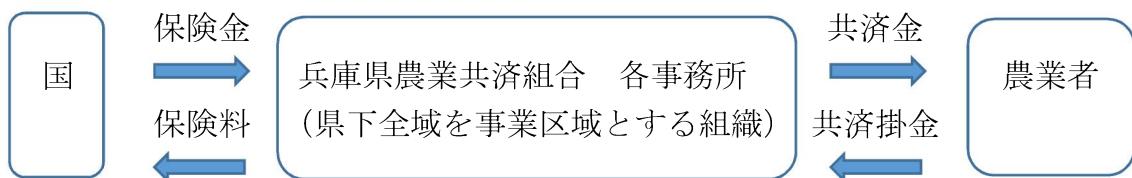
【3段階制】市町等・県連合会・国（農林水産省）の3段階で制度を運営



1県1組合化すると・・

兵庫県農業共済組合による農業共済事業の運営体制

【2段階制】兵庫県農業共済組合・国（農林水産省）の2段階で制度を運営



《兵庫県農業共済組合設立（2段階制移行）にあたっての基本的な考え方等》

- ① 農業者の方々へのサービスの維持向上及び「役場の共済」として親しまれてきた農業者の方々からの信頼維持のため、農業者の方々と各事務所の距離は現状を維持することを基本に検討します。
- ② 市町等と県連合会の事務を整理・統合し、運営の効率化・迅速化を図ります。
- ③ 職員は団体の専門職員となるため、専門的知識を十分蓄積できる体制を構築します。
※当面の間、市町からの派遣職員は必要となります。
小野加東事務所の場合 現 行 小野市3人、加東市3人
移行後 小野市2人程度、加東市2人程度
(正式には、2019年8月頃に決定予定)
- ④ 事業規模の拡大による危険分散を適切に図り、安定的な掛金水準を維持します。

(案)

兵庫県農業共済組合設立に関する覚書

○年○月○日

覚書

神戸市、明石市、三田市、三木市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、小野加東広域事務組合、西脇多可行政事務組合、加西市、東播磨農業共済事務組合、丹波市、篠山市、中播農業共済事務組合、揖龍地区農業共済事務組合、赤相農業共済事務組合、佐用町、宍粟市、豊岡市、美方郡広域事務組合、南但広域行政事務組合、淡路広域行政事務組合及び南あわじ市（以下「組合等」という。）と兵庫県農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、兵庫県を立会人として、兵庫県農業共済組合（以下「新組合」という。）の設立に関し、次のとおり覚書を締結する。

（新組合の設立等）

第1条 組合等は、兵庫県における農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づく事業及び事務を今後設立される新組合が行うことに対し同意する。

2 新組合は、法第73条の規定に基づき、連合会の権利義務を承継し、特定組合となる。

（設立の期日等）

第2条 新組合の設立（事業開始）の日は、2020年4月1日とする。

2 新組合が特定組合となる日は、2020年5月1日とする。

（定款及び事業規程作成の基本となる事項）

第3条 新組合の定款及び事業規程作成の基本となる事項は、次のとおりとする。

（1）名称

兵庫県農業共済組合とする。

（2）表記及び呼称

NOSAIひょうごとする。

（3）区域

兵庫県の区域とする。

（4）事務所及び所在地

別表第1のとおりとする。

（5）組合員の資格

法第20条第1項及び第2項の規定に基づき、次のいずれかに掲げる者で、新組合の区域内に住所を有するものとする。

① 水稲又は麦の耕作の業務を営む者（水稲及び麦の耕作面積の合計が10a以上である者に限る。）

② 牛又は豚の養畜の業務を営む者

③ なしの栽培の業務を営む者（類区分ごとの栽培面積のいずれかが5a以上である者に限る。）

④ 大豆又はそばの栽培の業務を営む者（類区分ごとの栽培面積のいずれかが5a以上である者に限る。）

⑤ 特定園芸施設を所有し、又は管理する者で農業を営むもの（特定園芸施設の設

置面積の合計が 2a 以上である者に限る。)

⑥ 建物又は農機具等を所有する者で農業に従事するもの

(6) 役員

- ① 定 数 理事 9 人、監事 3 人とする。
- ② 選出方法 選任制とする。
- ③ 任 期 3 年とする。

(7) 総代

- ① 定 数 86 人以内とする。
- ② 選挙区ごとの総代数 別表第 2 のとおりとする。
- ③ 任 期 3 年とする。

(8) 損害評価会委員

- ① 定 数 652 人以内とする。
- ② 任 期 3 年とする。

(9) 損害評価員

- ① 定 数 7,072 人以内とする。
- ② 任 期 1 年とする。

(10) 共済連絡員

- ① 定 数 4,752 人以内とする。
- ② 任 期 1 年とする。

(11) 実施する事業

① 実施する共済事業の種類及び共済目的は、次のとおりとする。

- ア 農作物共済 水稻、麦
- イ 家畜共済 (死亡廃用) 成牛、子牛等、種豚、肉豚
(疾病傷害) 牛、種豚
- ウ 果樹共済 なし
- エ 畑作物共済 大豆、そば
- オ 園芸施設共済 特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
- カ 任意共済 建物、農機具等

② 2020 年 3 月 31 日までに組合等において新たに引受実績の生じた共済目的については、事業実施する。

③ 新組合において実施する農家ニーズ調査の結果、一定のニーズがあると判断される共済目的については事業実施するなど、共済目的の追加について、弾力的に対応する。

④ 全国農業共済組合連合会から受託して、農業経営収入保険事業を実施する。

(12) 事業年度

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(13) 公告の方法

事務所（診療所を除く。）の掲示板において行う。

(財務の相互確認)

第4条 組合等及び連合会は、2019年3月31日現在の財産目録及び貸借対照表並びに2019年度の収支予算書を相互に交換して確認するものとする。ただし、これらの書類をホームページで開示した場合は、相互交換のための提供がされたものとみなす。

(覚書締結後の財産の管理)

第5条 組合等及び連合会は、この覚書の締結後から新組合設立（事業開始）の日の前日（連合会にあっては、特定組合となる日の前日）に至る期間、善良な管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営に当たるものとする。

(財産の引継ぎ)

第6条 組合等及び連合会は、新組合設立（事業開始）の日の前日現在において、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに基づく財産を適切に新組合に引き継ぐものとする。

(市町等からの職員の派遣)

第7条 新組合は、市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）から職員の派遣を受ける場合には、当該市町等と協定書を締結する。

(覚書の変更)

第8条 この覚書締結の日から新組合設立（事業開始）の日の前日までの間において、設立手続上やむを得ない理由が発生したとき、天災その他不測の事由により、組合等若しくは連合会の財産に重大な変動が生じたとき、又は隠れた重大な瑕疵があったときは、組合等及び連合会が協議の上、この覚書に規定する条件を変更することができるものとする。

(法的手続等の実施)

第9条 神戸市、明石市、三田市、三木市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、加西市、丹波市、篠山市、佐用町、宍粟市、豊岡市及び南あわじ市は、新組合設立（事業開始）の日までに農業共済事業の実施に関する条例を廃止する旨の議会の議決を得るとともに、法第111条に基づく手続を行うものとする。

2 小野加東広域事務組合、西脇多可行政事務組合、美方郡広域事務組合、南但広域行政事務組合及び淡路広域行政事務組合は、それぞれの構成市町とあらかじめ協議し、新組合設立（事業開始）の日までに農業共済事業の実施に関する条例を廃止する旨の議会の議決を得るとともに、法第111条に基づく手続を行うものとする。

3 東播磨農業共済事務組合、中播農業共済事務組合、揖龍地区農業共済事務組合及び赤相農業共済事務組合は、それぞれの構成市町とあらかじめ協議し、それぞれの構成市町において、新組合設立（事業開始）の日までに次に掲げる事項を行う旨の了解を得るものとする。

- ① 当該一部事務組合を解散する旨の議会の議決を得ること
- ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条に基づく手続を行うこと

(規定にない必要事項の解決)

第10条 この覚書に規定するもののほか、新組合の設立に関し、必要な事項が生じたときは、この覚書に抵触しない範囲内において、組合等及び連合会が協議の上、決定するものとする。

2 組合等及び連合会の協議により、特に新組合の設立に必要と認められたものについては、この覚書に附属するものとして、別に協議書を作成し、取り交わすものとする。

(議決及び設立契約の効力)

第11条 この覚書は、第9条に規定する全ての組合等及び関係市町の議会の議決を得た時に、設立契約としてその効力を生じるものとする。

別表第1

事務所	所在地	(参考) 担当区域
本部事務所	神戸市中央区	(一)
神戸西事務所	神戸市西区	神戸市のうち北区以外
神戸北事務所	神戸市北区	神戸市北区
阪神事務所	三田市	三田市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、芦屋市
三木事務所	三木市	三木市
小野加東事務所	小野市	小野市、加東市
西脇多可事務所	西脇市	西脇市、多可町
加西事務所	加西市	加西市
東播磨事務所	加古川市	明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町
丹波事務所	丹波市	丹波市
丹波篠山事務所	篠山市	篠山市
中播事務所	姫路市	姫路市、福崎町、市川町、神河町
たつの太子事務所	たつの市	たつの市、太子町
赤穂事務所	赤穂市	相生市、赤穂市、上郡町
佐用事務所	佐用町	佐用町
宍粟事務所	宍粟市	宍粟市
豊岡事務所	豊岡市	豊岡市
香美新温泉事務所	新温泉町	香美町、新温泉町
南但事務所	養父市	養父市、朝来市
洲本淡路事務所	洲本市	洲本市、淡路市
南あわじ事務所	南あわじ市	南あわじ市
阪神家畜診療所	神戸市西区	神戸市、明石市、三田市、三木市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、芦屋市
東播家畜診療所	小野市	小野市、加東市、西脇市、多可町、加西市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町
丹波家畜診療所	丹波市	丹波市、篠山市
西播家畜診療所	たつの市	姫路市、福崎町、市川町、神河町、たつの市、太子町、相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、宍粟市
但馬家畜診療所	豊岡市	豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市
洲本淡路家畜診療所	洲本市	洲本市、淡路市
南あわじ家畜診療所	南あわじ市	南あわじ市

別表第2

選挙区名	選挙区の区域	総代数
神戸地区	神戸市	4
阪神地区	三田市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、芦屋市	7
三木地区	三木市	2
小野加東地区	小野市、加東市	4
西脇多可地区	西脇市、多可町	2
加西地区	加西市	3
東播磨地区	明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町	8
丹波地区	丹波市	6
丹波篠山地区	篠山市	4
中播地区	姫路市、福崎町、市川町、神河町	10
たつの太子地区	たつの市、太子町	5
赤穂地区	相生市、赤穂市、上郡町	3
佐用地区	佐用町	2
宍粟地区	宍粟市	4
豊岡地区	豊岡市	6
香美新温泉地区	香美町、新温泉町	2
南但地区	養父市、朝来市	4
洲本淡路地区	洲本市、淡路市	6
南あわじ地区	南あわじ市	4
参考（合計）		86